

カバネ「連」の成立について

篠川 賢

はじめに

カバネの「連」について、特に取りあげて論じた研究はそれほど多くはない。カバネ制度一般についての最初の本格的・網羅的研究としてあげられるのは、太田亮氏の研究であろう。⁽¹⁾ 太田氏の見解は、およそ次のように要約できる。

カバネは古くは豪族たる身分を表す称号であったが、それが大和朝廷の官職名となり、當時官職は世襲の習わしであったため、やがて一族全体の称号となった。その段階のカバネは、朝廷の官職名としての性格と、氏（ウヂ）の爵位としての性格を持つものであった。

君・臣・連などは爵位的性格が強く、直・造・首などは官職的性格が強い。このようなカバネの制度が整ったのは允恭朝である。爵位的性格を持つ君・臣・連のそれぞれの違いは、出自によるものであり、君は開化天皇以後の皇裔のウヂ、臣は孝元天皇以前の皇裔のウヂ、連は天神天孫後裔のウヂの称したカバネであつた。また、君・臣・連はそれぞれ、キミ・オミ・ムラジという倭語を漢字で表記したものである。

太田氏は、允恭朝の盟神探湯伝承を事実の伝えとされるのはもとより、記紀に登場するカバネを付した人名のほとんどを、それぞれの時代に実在した人物・カバネと解されるのであり、この点は明らかに問題である。しかし、氏の見解には、今日に継承されるべき点が多く含まれているといつてよい。

カバネについての今日の通説的理解は、阿部武彦氏の研究に基づくところが大きい^②。阿部氏の見解は、およそ次のとおりである。

カバネは、大和朝廷において一定の政治的地位を有していたウヂに対して朝廷が賜与したものである。太田氏のような出自の違いによるカバネの制度が整うのは天武朝であり、カバネの違いは、出自というよりも、大和朝廷の政治組織における地位や職掌の違いに基づくと考えられる。君は遠隔地の独立性の高いウヂや、近い皇親のウヂ、および祭祀的に古い伝統を持つウヂに与えられ、臣はかつて皇室と共に大和連合政権を構成した諸豪族の

ウヂ、連は五世紀代に盛行した品部・名代子代の伴造のウヂ、造は六世紀に入つて盛行した品部・名代子代の伴造のウヂ、直は国造のウヂに与えられた。カバネの制度が成立したのは六世紀代のことと考えられる。すなわち、六世紀に入つて多くの帰化人が来たことにより新しい伴造制度が作られ、その新しい伴造のカバネとして造が与えられ、以前からの伴造のウヂにはそれと区別して連のカバネが与えられた。これにともなつて、伴造以外のウヂにも、君・臣などのカバネが賜与されたと考えられる。

なお阿部氏も、君・臣・連などのカバネは、それぞれキミ・オミ・ムラジという倭語を漢字で表記したものと、とする点では太田氏と同じ理解である。

しかし、稲荷山古墳出土の鉄剣銘文が知られた今日においては、カバネが「臣」(シン)という漢語に由来する可能性が検討されてよいであろうし、また、カバネの違いがもともと出自(系譜)の違いによるとする太田氏の見解は、改めて注目されてよいであろう。

先に筆者は、別稿において、結論的にはあるが、連のカバネは漢語の「連」(レン)として成立したものであり、それは、大王に仕えることを表す「臣」(シン)の称号と区別する称号として、継体の即位後に採用されたのではないか、との憶測を述べたことがある。³⁾ 同じ年、山尾幸久氏の『カバネの成立と天皇』が刊行され、通説的理解とは大きく異なる注目すべきカバネ論が展開された。⁴⁾ 山尾氏は、カバネの制度を次のように定義される(同書二九二頁の山尾

氏の文章をそのまま引用する)。

カバネ制度とは、国家公権を人格化した地位天皇を支える閉鎖的擬似血族的「支配者共同体」の構成単位すなわち同族組織たる氏を、天皇を根拠として血統序列的に総括する手段であり、血縁的支配を正当化する思想に基づく国家の政治的装置であり、国家機関の統制下にあり官人の位階—官職連関の基礎資格となる、父系出自系譜による氏の世襲爵階制度である。

したがって、山尾氏によれば、カバネ制度の成立は、父系出自系譜によるウヂが公認される天智朝の甲子宣(六六四年)以降ということになる。すなわち、五、六世紀にも、「君」「臣」「直」「首」などの称号が首長級個人の名に付されることはあつたが、それはあくまで尊称ないし職名的称号であり、「王を根拠にした全国的な族集団の国家身分の秩序体系を何ら表現していない」とされる。カバネは、甲子宣で「特定され公認された氏の氏上や家長の官人個人」に君・臣・連のカバネが賜与されたことにはじまり、天武朝に「新たに特定の真人・朝臣・宿禰・忌寸の四カバネの氏を置き、初めて、一定範囲の氏人全員がカバネを帯びた氏の名をもつ「族の姓」が成立した、と説かれるのである。そして、「連」の呼称については、甲子年にカバネの「連」として初めて成立したのであり、それ以前に、首長級個人の尊称や職名的称号として用いられたこともなかったとされる。

本稿では、山尾氏のカバネ論を全面的に検討することはできないが、五世紀に遡ることが確實な「臣」の称号の持つ意味と、「連」の呼称の成立時期について、改めて考えるところを述べてみたい。

一 稲荷山古墳出土鉄剣銘文の「臣」

埼玉県行田市の稲荷山古墳出土の鉄剣に、表裏合わせて一一五文字からなる銘文の刻まれているのが判明したのは、一九七八年のことである。最初にこの銘文の解説にあたられた岸俊男氏・田中稔氏・狩野久氏らによって示された釈文と訓読文は、次のとおりである。

〔表〕

辛亥年七月中記乎獲居臣上祖名意富比埜其兒多名脱加利足尼其兒名弓已加利獲居其兒名多加披次獲居其兒名多沙鬼獲居其兒名半弓比

〔裏〕

其兒名加差披余其兒名乎獲居臣世々為杖刀人首奉事来至今獲加多支齒大王寺在斯鬼宮時吾左治天下令作此百練利刀記吾奉事根原也

訓読文

辛亥の年七月中、記す。ヲワケの臣。上祖、名はオホヒコ。其の児、(名は)タカリのスクネ。其の児、名はテヨカリワケ。其の児、名はタカヒ(ハ)シワケ。其の児、名はタサキワケ。其の児、名はハテヒ。

其の児、名はカサヒ(ハ)ヨ。其の児、名はヲワケの臣。世々、杖刀人の首と為り、奉事し来り今に至る。ワカタケ(キ)ル(ロ)大王の寺、シキの宮に在る時、吾、天下を左治し、此の百練の利刀を作らしめ、吾が奉事の根原を記す也。

岸氏らによつて「乎獲居臣(ヲワケの臣)」と釈読された「臣」の字については、これを「直」と読み、カバネのアタヒ(アタエ)と解する説や、「巨」と読み、「ヲワケコ」という人名と解する説もある。しかし、「臣」と読むのが一般的であり、筆者もそれが妥当と考えている。

「直」と読んだ場合は、カバネの直(アタヒ)と解するほかはないであろうが、後述のとおり、銘文の段階(五世紀後半、「辛亥年」は西暦四七一年とする通説に従う)において、カバネの直が成立していたとは考え難い。また、「ヲワケコ」という人名の語尾のコを漢字の音を借りて表記したとするのであれば、「巨」ではなく、「意富比埜(オホヒコ)」の場合と同様「埜」字が使われたのではなからうか。

ただ、「臣」と読むとしても、オミという倭語を漢訳したものでオミと訓読すべきであると

するか、臣下の意の漢語でありシンと音読すべきであるとするか、意見の分かれるところである。岸氏らは、ヒコ・スクネ・ワケなどの称号がすべて「比埜」「足尼」「獲居」と漢字の音を借りて表記されていることからすると、オミと読むことには問題があるとして、謙称として用いられたものかもしれないとされている。銘文は、倭の固有名の部分のみ漢字の音を借りて表記した、純粹な漢文とみるべきであろう。

そして、「臣」がシンと音読されるべきであるならば、もちろんそれをカバネの臣（オミ）と解することはできないが、たとえオミと訓読すべきであるとしても、それがただちにカバネの臣（オミ）であるということにもならないのである。

山尾氏は、銘文の「臣」は「神や君に仕える人」を原義とする倭語のオミを漢訳したものとされるが、もちろん氏においては、その「臣」（オミ）はカバネのオミではなく、大王に仕える臣下であることを示す称号に過ぎない。山尾氏は、銘文では、ヒコ・スクネ・ワケなど漢訳できない倭語のみが漢字の音を借りて表記されたとされるのであるが、オミが漢訳できたのであれば、ワケも漢訳できたのではなかるうか。この問題は、「獲加多支鹵大王」（ワカタケル大王）の「大王」、「斯鬼宮」（シキ宮）の「宮」、また「杖刀人首」の「杖刀人」「首」などの語を、どのような語とみるかということも関わっているが、筆者は、これらの語はすべて、たとえ意味の上で対応する倭語があったとしても、漢語として解釈すべきであると考えている。

たとえば、ワカタケル大王の「大王」は、漢語にいう大王であり、オオキミないしそれに相当する当時の倭語を漢訳したものではないと考えるのである。

近年、溝口睦子氏も、「臣」はオミと訓読すべきであるとの見解を示されており、氏によれば、「臣」は「大王」「宮」「杖刀人」「首」などと同一部類の語であるから、訓読すべきであるとされる。しかし、右に述べたとおり、そのようには断言できないであろう。また、溝口氏の場合も、「臣」は後のカバネの臣（オミ）とは異なり、「宮廷に仕える者」を意味する一般的な語に過ぎず、臣・連・直などのカバネの別が成立するのは六世紀以降のこととされている。

両氏とも、銘文の「臣」はオミという倭語の漢訳とされながら、そのオミはカバネではなく、大王に仕える者を意味する一般的称号とされるのである。記紀の編纂段階において、「臣」がオミと読まれることがあつたのは、安康記の「都夫良意富美」が雄略紀に「円大臣」とあることなどから明らかである。また、オミという倭語が五世紀後半にはすでに存在していた可能性も否定できない。しかし、銘文においては、倭語であつたならば、漢字の音を借りて表記されたと考えられるのである。

鉄剣銘文の「臣」は、山尾氏・溝口氏の説が示されてもなお、漢語の臣（シン）と解する説が妥当と考えるのである。ただ、それを単なる謙称とみるのは正しくないであろう。もし単なる謙称であるならば、「臣乎獲居」というように「臣」が前に記されなければならない。銘文

の「臣」が大王に仕えることを示す称号であることは、両氏のいわれるとおりであろう。

そこで注意されるのは、次に掲げる熊本県の江田船山古墳出土の大刀銘には、銘文の主人公である「无□弓」（ムリテ）に「臣」の称号が付されていないことである。

台天下獲□□□齒大王世、奉事典曹人名无□弓、八月中、用大鐵釜、并四尺廷刀、八十練、

□十振、三寸上好□刀、服此刀者、長壽、子孫洋々、得□恩也、不失其所統、作刀者名伊

太□、書者張安也。

右の銘の「獲□□□齒大王」は、稻荷山古墳鉄劍銘の「獲加多支齒大王」と同一のワカタケル大王を指すこと、またそのワカタケル大王は、『古事記』に大長谷若建命、『日本書紀』に大初瀬幼武天皇と記す雄略天皇、『宋書』など中国史料にいう倭国王武にあたること、これらの点は通説にいうとおりであろう。両者の銘文には、ほかにも「治天下」「奉事」という同一の表記がみえ、「杖刀人」と「典曹人」、「七月中」と「八月中」、「百練」と「八十練」など、共通した表記も多い。

一方、両者には注意すべき違いも存在するのであり、ワワケに「臣」が付されるのに対して、ムリテにそれが無いのはその一つである。同じく大王に奉事する地位にありながら、このような違いが生ずる理由としては、まずは、ワワケが杖刀人の首であるのに対し、ムリテは単なる典曹人である、ということが考えられるであろう。また、ワワケが奉事の「根原」（根原）と

して、オホヒコに始まり自身に至る八代の系譜を掲げているのに対して、ムリテがそれを掲げていないことからすれば、系譜の有無によるとみることとも可能である。

銘文のオホヒコは、記紀に孝元天皇の皇子で、いわゆる四道將軍の一人として北陸に遣わされたと伝えられる大毗古命・大彦命にあたりとみてよいであろうが、孝元紀七年二月丁卯条には、「大彦命。是阿倍臣・膳臣・阿閉臣・狭々城山君・筑紫国造・越国造・伊賀臣、凡七族之始祖也」とある。

稻荷山古墳鉄劍銘の系譜について、溝口氏は、八・九世紀の文献に収載された氏族系譜（本系）と基本的に共通する性格を持つとして、およそ次のように説かれている。

系譜は、上祖オホヒコから五代タサキワケまでの伝説的部分と、六代ハテヒから八代ヲワケまでの現実的部分からなる。オホヒコを始祖と称したのはヲワケだけではなく、後の阿倍氏らの人々も称したのであり、系譜の伝説的部分は、複数の氏（ウヂ）が先祖を共有する「同祖構造」を持つていたと考えられる。それは、ヲワケが勝手に作成できたようなものではなく、王権のもとで作成されたウヂの政治的位置づけや所属を示す制度であった。筆者は、この溝口氏の説を妥当と考える¹⁾。山尾氏は、ヲワケの系譜を公的なものとはみなさないのであるが、大王への奉事の根源として掲げられていることからすれば、大王との関係を示す公的な性格を持つことは明らかなのではなからうか。

『上宮記』「二云」にみえる継体天皇の母振媛（布利比弥）の系譜の前半部文（「伊久牟尼利比古大王兒、伊波都久和希兒、伊波智和希兒、伊波己里和氣兒、麻和加介兒、阿加波智君兒、平波智君」）は、稻荷山鉄劍銘の系譜との類似が注目されるが、その伝説的部分（伊波己里和氣まで）の原形は、鉄劍銘系譜と同時期まで遡るとみてよいであろう。当時はすでに、オホヒコ以外の人物を始祖とする系譜（伝説的部分）も存在し、ある程度体系化された系譜制度が成立していたと推定されるのである。もちろんこの系譜制度は、溝口氏も強調されるように固定的なものではなく、その後、変化・拡大していったのであるが、「同祖構造」を持つ伝説的部分は、各豪族が勝手に、あるいは独自に作成できるようなものではなかったとみるべきであろう。

ヲワケは、大王から、その系譜を称することを認められるとともに、「臣（シン）」の称号を与えられたと考えられるのであり、ムリテが系譜を称することを認められなかった（ムリテも現実的部分の系譜は有していたであろうが、それを「同祖構造」を持つ伝説的部分に結びつけることを認められなかった）のは、やはり、ムリテが単なる典曹人であり、杖刀人の首であったヲワケに比べて宮廷内における地位が低かったことによるのであろう。ムリテもヲワケも、社会的には同じ豪族層に属した人物であったろうが、大王に仕える人々のすべてが「臣」を称したのではなく、大王を中心に形成された支配組織の構成員のみが制度としての系譜を称し、

「臣」を称したとみられるのである。もし系譜（その伝説的部分）や「臣」の称号が、公的なものではなく、各豪族が自由に称することのできるものであったならば、ムリテもそれを称してよいであろう。^(E)

それでは、ヲワケの称した八代の系譜のうち、溝口氏のいう現実的部分の系譜は、どのような性格のものと考えられるのであろうか。それは、ヲワケのみが称した系譜であったのか、あるいはヲワケの一族の人々も、それを称したのであろうか。

義江明子氏は、稲荷山鉄劍銘の段階で父系出自集団の存在は考え難いとされ、この系譜の「其児」は現実の父子関係を示すのではなく、系譜は地位継承次第であるとの見解を示されている。^(B)これに対して溝口氏は、父系出自集団が現実には存在しなかったこと、また「其児」が現実の父子関係を示さないことは義江説のとおりであるが、系譜はあくまで父系系譜であると主張される。すなわち、伝説的部分は王権のもとで作成された系譜制度であり、現実的部分のみが義江氏のいう地位継承次第（族長位の継承次第）に相当するが、それらはいずれも、父から息子へという父系觀念に基づいて作成され、語られている系譜であると説かれるのである。筆者は、この点についても溝口氏の説を妥当と考えている。

ただ、ここで問題にしたいのは、義江氏も溝口氏も現実の地位継承次第であるとされるハテと以下の系譜において、その地位とは、杖刀人の首の地位であるのか、あるいはヲワケの属し

た集団（ヲワケの一族）の族長の地位であるのか（両者が一致することも考えられるが）、という問題である。この問題は、銘文の「世々」の理解と直接関わるが、「世々」については、ヲワケに至る系譜の代々を指すとする説と、大王の御世御世を指すとする説がある。筆者は、江田船山大刀銘の「世」が大王の世を指すこと、また「世々為杖刀人首奉事来至今獲加多支鹵大王」の部分は「世々、杖刀人の首と為り、奉事し来り今のワカタケル大王に至る」と読むべきであることなどから、後者が妥当と考えているが、^④そうであるならば、杖刀人の首として世々に奉事したのはヲワケのみであり、ハテヒーカサヒ（ハ）ヨと続く系譜は、ヲワケの属する集団の族長位の継承次第を示しているということになる。

ヲワケについては、銘文入りの鉄剣を出土した稲荷山古墳礫槨の被葬者とみるか、そうではなく中央の有力者とみるかで意見が分かれているが、以上述べてきたことは、そのいずれであつたとしても主張できることである。そして、ヲワケを礫槨の被葬者と考えてよければ、ハテヒ以下の系譜について、さらに次のような推測を加えることができよう。

稲荷山古墳の造営と礫槨との関係については、墳丘の造り出し部から出土した須恵器よりも新しい時期の遺物が礫槨から出土していること、礫槨が墳頂部の中心から外れた位置に営まれていることなどから、礫槨の被葬者はこの古墳の主たる被葬者ではなく、族長その人とは考え難いとの指摘がある。^⑤おそらくそのとおりであり、とするならば、ヲワケは族長ではないにも

かわならず、系譜の現実的部分では、自らの属する一族の先々代の族長ハテヒと、先代の族長カサヒ（ハ）ヨの名をあげていることになる。つまり、ハテヒーカサヒ（ハ）ヨと続く系譜の現実的部分は、ヲワケのみではなく、その時の族長はもとより、広く一族の人々が称した系譜と推測されるのである。

ヲワケは若くして中央に出仕し、世々の大王に杖刀人の首として仕え（少なくともワカタケル大王に杖刀人の首として仕えたことは事実であろう）、そのことにより八代の系譜を称することが認められたと考えられるのであるが、その系譜は、「同祖構造」を持つ伝説的部分に、自らの属する一族の現実の族長位継承次第を接続した系譜であった。伝説的部分だけではなく、現実的部分も含めて王権により承認された系譜であったがゆえに、ヲワケはそれを、奉事の根源として銘文に記したのである。やがてヲワケは郷里に帰り、死後、礫塚に埋葬されたのであるが、オホヒコを始祖とする系譜は、その後、ヲワケ本人に限らず、一族の人々が称したと考えられる。そして、「臣」の称号についても、それが系譜を称することで賜与されたものであるならば、やはり、ヲワケの一族に継承されていったと推測してよいであろう。ヲワケの属した一族は、現実には父系出自集団を形成してはいなかったであろうし、その一族の範囲や構成者の名を王権が掌握していたのでもなかった（銘文にウヂ名がみえないのはそのことを示している）であろうが、系譜と「臣」の称号は、ヲワケ個人のみではなく、ヲワケに賜与され、

その後ヲワケの一族に継承されたもの、と推測されるのである。なお、この推測は、ヲワケが中央の有力者であり、ある一族の族長の地位にあつた人物であつたとしても、否定されるような推測ではないことを付け加えておきたい。

銘文の「臣」は、漢語の臣（シン）をそのまま称号としたもので、臣・連・君などに分化したカバネとは異なり、その前段階の称号と考えられるが、大王に仕えることを示す身分標識である点、また、一族の称号である点において、すでにカバネと共通する性格を持つていたと考えられるのである。

二 「連」の呼称の成立

カバネの連の成立時期について、はじめに述べたとおり、通説では六世紀代のこととするが、山尾氏は天智朝の甲子宣以降のこととされ、尊称ないし職名的称号としての「連」の呼称も、それ以前には遡らないとされる。たしかに、七世紀中頃以前に遡ることが確実な史料に、「連」の呼称を見出すことはできない。継体紀九年二月丁丑条の分注に「百濟本記」に云わくとして「物部至至連」の表記がみえること、同じく欽明紀五年二月条の分注に「津守連己麻奴跪」とあることなども、その当時における「連」の呼称の存在を示す確実な史料とはいえないのである。

⑩。しかし、七世紀中頃以前に遡る確実な史料がきわめて少ない状況においては、史料にないから存在しなかったと主張することにも不安は残る。

連をカバネとする氏（ウヂ）をみると、職掌名をウヂ名とするウヂの多いことは確かである。連が広義の伴造のカバネ、あるいは上級の（有力な）伴造のカバネ、などといわれる所以である。これに対して、臣をカバネとするウヂは、地名をウヂ名とすることが多い。ただし、それぞれにそうではない例も少なくないのであり、尾張連・茨田連・阿刀連などは地名をウヂ名としており、膳臣・采女臣・宋人臣などは職掌名をウヂ名としている。山尾氏は、連を伴造のカバネとみる通説を疑問とされるが、この点も山尾氏の説かれるとおりであると思う。

それでは、臣と連の違いが、太田氏や山尾氏のいわれるように、その出自・系譜によるかといえ、この場合も対応しない例が少なからず存在するのである。臣は後にいう「皇別」のウヂ、連は「神別」のウヂであることが多いのは確かであるが、出雲臣・穂積臣・采女臣などは「神別」であり、猪使連・小子部連・日下部連などは「皇別」である。カバネが必ずしも出自によるものではないことは、記紀の系譜記事に、同一の始祖のもとに異なったカバネのウヂが掲げられていることから明らかであろう。

たとえば、神武記には、神八井耳命を祖とするウヂとして、「意富臣・小子部連・坂合部連・火君・大分君・阿蘇君・筑紫三家連・雀部臣・雀部造・小長谷造・都祁直・伊余国造・科野国

造・道奥石城国造・常道仲国造・長狭国造・伊勢船木直・尾張丹波臣・嶋田臣」の名がみえており、ここには臣と連（さらに君・直・造なども）が混在している。山尾氏は、『古事記』の系譜記事にみえる呼称は、氏姓ではなく、「その名を以って呼ばれる特定の首長個人である」とされるのであるが、たとえ山尾氏のいわれるとおりであったとしても、ここで「意富臣」等々を称した首長個人の属した一族は、後に「意富臣（多臣）」（天武十三年十一月には「多朝臣」）等々の氏姓を与えられた場合がほとんどであったろうから、臣・連の呼称が、必ずしも出自に対応しないということに変わりはない。

ようするに、臣・連などのカバネの違いは、ウヂの職掌や出自の違いによるのではなく、それ以外に理由を求めなければならぬと考えられるのである。もちろんそれは、大王との関係のあり方の違いによるものであることは間違いないであろう。カバネに通ずる性格を持つ稲荷山鉄剣銘の「臣」が、大王に仕えることを意味する語であることは、明らかにそのことを示している。そして、五世紀後半の段階においては、大王に仕える支配組織の構成員がひとしく「臣」を称していたとするならば、それが臣・連などに分化・拡大するのは当然それ以降のことであり、大王のあり方に変化が生じたことを契機にすると考えてよいであろう。

なお、後に連のカバネを賜与されるウヂが、それ以前に「臣」を称していたと考える上で参考になるのは、垂仁紀三十二年七月己卯条の次の記事である。

(前略) 天皇厚賞ニ野見宿禰之功、亦賜ニ鍛地。即任ニ土部職。因改ニ本姓、謂ニ土部臣。是土部連等、主ニ天皇喪葬ニ之縁也。所謂野見宿禰、是土部連等之始祖也。

ここでは、野見宿禰が「土部職」に任じられたことによつて「土部臣」を称することになり、その野見宿禰は「土部連」の始祖であるというのである。ここでいう「土部連」が氏姓であり、「連」がカバネであることは明らかであろうが、「土部臣」は氏姓ではなく、「土部職」に任じられ大王に仕えることとなつた野見宿禰の地位を示す呼称であろう。⁽¹⁷⁾「土部臣」の「臣」の用法は、稻荷山鉄剣銘の「臣」に通ずるものがあるといつてよい。

さて、五世紀後半段階の「臣」が、臣・連などに分化・拡大した契機として、まず考えられるのは、六世紀初頭の継体天皇(ヲホド大王)の即位であろう。そして、継体と関係の深いウヂには、連をカバネとするウヂの多いことが注意されるのである。

継体紀には、大伴金村と物部鹿火が「大連」として活躍したことがみえ、継体記にも「物部荒甲之大連」と「大伴之金村連」が磐井の乱の鎮圧に遣わされたことが記されている。「大臣」と並ぶ「大連」の職(地位)が存在したことには疑問が提出されており、当時、「大伴」「物部」といつたウヂ名が成立していたことにも疑問は持たれる。しかし、後にそれぞれ大伴連、物部連の氏姓を称した一族の人物である金村、鹿火が、継体朝に活躍したことは事実とみてよいであろう。金村、鹿火それぞれの一族が、継体の即位を契機に、それまでの「臣」

とは区別される称号として、「連」を称した可能性は考えられると思う。

また、継体の妃に、連をカバネとするウヂの出身者が二人みえることも注意される。「大后」「皇后」と記される「手白髪命」「手白香皇女」（仁賢天皇皇女）を除き、記紀に載せられる妃を、それぞれの表記に従って対応させて列記すると次のとおりである。

『古事記』

三尾君等祖、名若比売

尾張連等之祖、凡連之妹、目子郎女

息長眞手王之女、麻組郎女

坂田大俣王之女、黒比売

茨田連小望之女、関比売

三尾君加多夫之妹、倭比売

阿倍之波延比売

『日本書紀』

三尾角折君妹、稚子媛

尾張連草香女、目子媛

息長眞手王女、麻績郎子

坂田大跨王女、広媛

茨田連小望女、関媛

三尾君堅槭女、倭媛

和珥臣河内女、萋媛

根王女、広媛

「尾張連」出身の目子郎女（目子媛）と、「茨田連」出身の関比売（関媛）の二人がそれぞれあるが、尾張・茨田はいうまでもなく地名である。地名をウヂ名とするウヂで連をカバネとする例は少ないが、その少ない例のうちの二例が継体妃の出身氏としてみえることは、偶然では

あるまい。当時、「尾張連」「茨田連」という氏姓がまだ存在しなかったことは、右の『古事記』に、「三尾君等祖」「尾張連等之祖」といった表記のみられることから明らかであろうが、後の尾張氏、茨田氏の一族は、金村の一族、龜鹿火の一族と同様、継体の即位を契機に「連」を称するようになった可能性は高いのではなからうか。

継体の即位事情については不明な点が多いが、継体の本拠がもともと大和になかったことは、右の婚姻関係からも認められるであろう。継体の即位にあたっては、それまでひとしく「臣」を称していた支配組織の構成員（諸豪族）が、即位を支持する一族と、そうではない一族に分かれたことが推定されるのであり、継体の即位を契機に、前者が「連」を称したことは十分考えられると思う。もちろん、それまで「臣」を称してはいなかった一族が、継体を支持したことにより「連」を称することが認められたという場合もあつたであろう。

そして、その「連」は、ムラジという倭語を漢字の連で表記したとみるよりは、「つらなる」の意の漢語の連（レン）と解した方がよいのではなからうか。大王（継体）との関係を示す身分標識として、漢語の連はまさにふさわしい語といえるのであり、また、それまで大王のもとで支配組織を構成していた諸豪族の称していた「臣」が、臣従するの意の漢語の臣であつたとするならば、「連」も当然漢語の連（レン）と解釈するべきであろう。

伴造制が整えられたのは、通説にいうとおり継体朝以降のことと考えられるが、有力な伴造

職にあった一族が連のカバネを称することが多いというのは事実であり、それは継体の即位を契機に「連」の呼称が成立したとみることもとうまく対応している。しかし、「連」が伴造職にある一族に賜与されるカバネとしてまず成立したものであるならば、膳臣・采女臣・宍人臣なども、例外なく「連」を称したのである。それがそうはならなかったのは、膳臣などの職にあった一族は、それ以前から「臣」を称していたからと考えるほかはないと思う。

また、王統が一つの血統に固定化されたのは、欽明・敏達朝（結果的には継体に遡る）と考えられるが、各ウチの称する始祖が王の血統から分かれたか否か（「皇別」か「神別」か）という違いが生じたのも、この時期に求めるのが妥当であろう。稲荷山鉄剣銘のオホヒコ（記紀では孝元天皇の皇子とされる）が王統に結び付けられていないことは、五世紀後半段階では、血統としての王統が形成されていなかったことを示している。先に述べたように、系譜制度が、溝口氏の説かれるとおり、王権のもとで作成されたウチの政治的位置づけや所属を示す制度であったならば、王統の形成に依じて、当然、系譜制度も変化したとみなければならぬ。臣のカバネを称するウチの多くが「皇別」の系譜を有し、連のカバネを称するウチの多くが「神別」の系譜を有することも事実であるが、それぞれ例外が存在するということは、やはり、「臣」と「連」の違いが、「皇別」と「神別」の違いの成立する以前から存在していたからと考えるのが妥当であろう。

継体の即位を契機に、「臣」に加えて「連」の呼称が成立したと考えてこそ、臣をカバネとするウヂと、連をカバネとするウヂの違いが矛盾なく説明できると思うのである。

庚午年籍作成以前における「地名十臣・君・直など」の呼称、また「職掌名十連・造・直など」の呼称が、その地位ないし職にある個人の呼称であり、氏姓でないことは、山尾氏の説かれるとおりと考える。⁽²⁾しかし、その場合の「臣・連・君・直・造」などは、大王との関係を示す身分標識であり、また、その地位ないし職にある個人だけではなく、一族に共通した身分標識であったと考えられるのである。たとえば、六世紀後半の築造と推定される島根県岡田山一号墳出土の大刀銘にみえる「額田部臣」は、出雲地方に設置された額田部を管掌する地方伴造の職名とみられるが、ここに「臣」とあるのは、この職にあつた人物（おそらく岡田山一号墳の被葬者）が出雲臣の一族であつたからであろう。

このような臣・連・君・造・直などの呼称を、倭語である「カバネ」の名で呼ぶようになった時期、また、それぞれがオミ・ムラジ・キミ・ミヤツコ・アタヒなどと読まれるようになった時期については、現在の筆者に定見はない。⁽³⁾ただ、カバネを、大王との関係のあり方（大王への奉仕のあり方）の違いを示すウヂ（ウヂ名の未成立の段階、王権によりウヂの範囲が掌握されていない段階のウヂを含む）の身分標識と定義してよければ、カバネ制度は、継体の即位を契機に「連」の呼称が成立したことにより形成されはじめた、と考えてよいと思う。

注

- (1) 太田亮『全訂日本上代社会組織の研究』（邦光書房、一九五五年）。なお、本書の基となった『日本古代氏族制度』が発表されたのは、一九一七年のことである。
- (2) 阿部武彦『氏族』（至文堂、一九六〇年）。
- (3) 拙稿「物部氏の成立」（『東アジアの古代文化』九五、一九九八年）。
- (4) 山尾幸久『カバネの成立と天皇』（吉川弘文館、一九九八年）。以下、本稿で引用する山尾氏の所説は、すべてこの著書による。
- (5) 『稻荷山古墳出土鉄剣金象嵌銘概報』（埼玉県教育委員会、一九七九年）。なお、概報で「獲」とする文字は「獲」に改めた。
- (6) 佐伯有清「武蔵の古代豪族と稻荷山鉄剣銘」（同『日本古代氏族の研究』吉川弘文館、一九八五年）。
- (7) 東野治之「七世紀以前の金石文」（『列島の古代史6言語と文字』（岩波書店、二〇〇六年）。
- (8) 拙稿「五世紀後半の政治組織」（同『日本古代国造制の研究』吉川弘文館、一九九六年）。なお、岸氏らの訓読文のうち、「世々、杖刀人の首と為り、奉事し来り今に至る。ワカタケ（キ）ル（ロ）大王の寺、シキ宮に在る時」の部分は、「世々、杖刀人の首と為り、奉事し来り今のワカタケ（キ）ル（ロ）大王に至る。寺はりてシキ宮に在る時」と読むのが妥当と考えている。
- (9) 溝口睦子「系譜論からみた稻荷山古墳出土鉄剣銘文―父系制度の問題を中心に―」（『十文字国文』九、二〇〇三年）。以下、本稿で引用する溝口氏の所説は、すべてこの論文による。
- (10) 釈文は、東京国立博物館編『江田船山古墳出土国宝銀象嵌銘大刀』（吉川弘文館、一九九三年）による。
- (11) ただ、溝口氏は、この系譜制度をカバネ制と呼ばれるのであるが、後述のとおり、カバネと系譜は

区別されるべきであろう。

(12) なお最近、新川登亀男氏は、ムリテの「奉事」は、ヲワケの「奉事」が大王の宮で日常的に展開されたのとは異なり、「不失其所統」を希求したところの、大王との「将来にわたる双務依存関係を頼んだ」ものであったとされている。新川登亀男「漢字受容にみる日本列島の地域文化」(早稲田大学アジア地域文化エンハンシング研究センター編『アジア地域文化の構築』雄山閣、二〇〇六年)。
この見方にそつていうならば、大王の宮で日常的に奉仕した人物、これが「臣」を称した支配組織の構成員である。

(13) 義江明子『日本古代系譜様式論』(吉川弘文館、二〇〇〇年)。同「系譜様式論からみた大王と氏」『日本史研究』四七四、二〇〇二年)など。

(14) 注(8) 拙稿。

(15) 白石太一郎「有銘刀剣の考古学的検討」(国立歴史民俗博物館編『新しい史料学を求めて』吉川弘文館、一九九七年)。

(16) 注(3) 拙稿においては、「物部至至連」の表記を、「物部」のウチ名の存在と、「連」の呼称の存在を示すものとしたが、本文のように訂正したい。

(17) この点も、すでに山尾氏の述べられているところである。

(18) 倉本一宏「氏族合議制の成立―「オホマヘツキミマヘツキミ」制―」(同『日本古代国家成立期の政権構造』吉川弘文館、一九九七年)。黒田達也「日本古代の「大臣」」(同『朝鮮・中国と日本古代大臣制』京都大学学術出版会、二〇〇七年)など。

(19) 天武九年から十三年にかけての一連の連賜姓は、「某造」「某直」など、狭義の伴造のウチを、錦位以上の官人を出すウチに組み込む政策と考えられるが、ここには、連を上級の伴造のカバネとする認

識の存在したことが示されている。

(20) 拙稿「六・七世紀の王権と王統」(同『日本古代の王権と王統』吉川弘文館、二〇〇一年)。

(21) なお、この点については、加藤晃「我が国における姓の成立について」(坂本太郎博士古稀記念会編『続日本古代史論集』上巻、吉川弘文館、一九七二年)も参照。

(22) 「臣」にはキミ・マヘツキミの訓もあり、「連」もマヘツキミと読まれることがあったが、これについては、「大夫制」(氏族合議制)の問題とあわせて、別に検討してみたい。

なお、本稿は、成城大学特別研究「地域文化の継承と再創造に関する研究」(二〇〇五年度・二〇〇六年度)の研究成果の一部である。